

第四十回国 参議院 法務委員会 會議録 第十号

昭和三十七年三月八日(木曜日) 午前十一時七分閉会

委員の異動

本日委員秋山俊一郎君辞任につき、その補欠として近藤鶴代君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君  
理事 青田源太郎君  
井川 伊平君  
亀田 得治君  
大谷 登瀧君  
大川 光三君  
近藤 鶴代君  
野上 進君  
加瀬 完君  
高田なほ子君  
赤松 常子君  
辻 武壽君

委員

國務大臣 植木庚子郎君  
法務大臣 津田 実君  
政府委員 法務大臣官房 司法法制調査部長 津田 実君  
法務省矯正局長 大沢 一郎君  
最高裁判所長官代理者 最高裁判所 事務総長 石田 和外君  
最高裁判所事務 局長 桑原 正憲君  
最高裁判所事務 局長 長井 澄君

最高裁判所事務 総局家庭局長 市川 四郎君  
常任委員会 西村 高兄君  
専門員 高兄君  
説明員 法務省民事局 上田 明信君

本日の會議に付した案件  
○商法の一部を改正する法律案(内閣 送付、予備審査)  
○裁判所職員定員法の一部を改正する 法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○下級裁判所の設立及び管轄区域に關 する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)  
○平和条約第十一条による刑の執行及 び赦免等に関する法律を廃止する法 律案(内閣提出)

○委員長(松野孝一君) ただいまから 法務委員会を開会いたします。  
まず、商法の一部を改正する法律案 を議題といたします。  
本案については、一昨日の委員会に おいて提案理由の説明を聴取しており ますので、本日は上田民事局参事官よ り補足説明を聴取いたします。  
○説明員(上田明信君) 商法の一部を 改正する法律案の条文について、御説 明申し上げます。  
株式会社の計算規定で改正されまし た部分は、第二百八十三条第一項、第 二百八十五条、第二百八十五条ノ二か

ら第二百八十五条ノ七、第二百八十六 条ノ二、第二百八十六条ノ三、第二百 八十六条ノ五、第二百八十七条ノ二、 第二百八十八条、第二百八十八条ノ二 第一項第三号、第二項、第二百九十条 第一項、第二百九十三条ノ五でありま す。

まず、株式会社の計算に關しまし て、流動資産、固定資産、金銭債権、 社債その他の債券、株式その他の出資 及びのれんの各評価、並びに繰り延べ 資産、準備金、引当金、利益の配当、 財産目録及び付属明細書について、現 行の規定を改め、または新たに規定を 設けることにいたしました。なお、同 じく物の会社である有限会社について もこれらの規定を準用するのが適当で ありますので、この法律案の附則で有 限会社法の一部を改正して、そのこと を規定いたしました。

案においては、流動資産の評価は、原 則として、取得価額または製作価額に よることとし、いまだ実現しない利益等 ずなわち評価益の計上を禁止して、いわ ゆる原価主義を採用することとしまし た。しかし、時価が原価より著しく低 くなつた場合においても、なお、原価 主義を貫くことは、資本維持の原則上 妥当ではないので、時価が取得価額ま たは製作価額より著しく低いときは、 価額が取得価額または製作価額まで回 復する見込みがある場合を除き、時価 を付さねばならないことにしました。

以下説明の便宜上、必ずしも条文の 順序を追わず、まず株式会社の計算關 係から始めて、各項目ごとに該当条文 を読み上げまして御説明申し上げます。 とういたします。  
まず流動資産の評価について御説明 申し上げます。これは第二百八十五条 ノ二の規定でございます。現行法では、 流動資産の評価については、決算期にお ける価額、いわゆる時価をこえること ができないこととする時価以下主義の 立場をとっているものであります。その ため、広く評価益の計上を認めること となり、また恣意に多額の評価損を計 上することも可能となる結果になつて いるのであります。そこで、この法律

次に、金銭債権の評価について御説 明申し上げます。第二百八十五条ノ四 の規定であります。現行法では、金銭 債権の評価についても解釈上疑義があ ります。この法律案では、金銭債権の 評価は、原則として、債権金額による ことにしました。取得価額によらない ことにしたのは、会計実務の慣行を尊 重したのであります。しかし、債権を 債権金額より低い代金で買入れた場 合、その他相当の理由がある場合、た とえば、無利息債権のような場合には、 債権金額から相当の減額をした価額に よることができるとして、債権の 実質的な価額によることとができる道 を 講じたのであります。なお、金銭債権 については取り立て不能のおそれがある ときは、現行法の解釈としても、取り 立てることができない見込み額を減額 しなければならぬのであるが、この 法律案ではこのことを明文で明らかに したのであります。

次に、社債等の評価について御説明 申し上げます。これは第二百八十五条 ノ五でございます。現行法では、社債 の評価については、時価をこえること ができないとし、取引所の相場のある 社債については、その決算期前一月の 平均価額をこえてはならないこととし ています。この法律案では、社債の評 価についても、原則として、取得価額 によることにいたしました。ただ、社 債の価額は、通常、償還期限が近づくと 従い高くなり、あるいは低くなるも でありますから、取得価額と社債の金

額が異なるときは、相当の増額または減額をすることができるとし、また、取引所の相場のある社債の評価については、この相当の増額または減額をすることができるとし、流動資産の評価と同様であります。取引所の相場のない社債の評価については、その時価が明らかでない限り、取り立て不能のおそれがあるときは、金銭債権と同様、取り立てることができない見込み額を取得価額から減額しなければならぬことにしました。なお、国債、地方債その他の債券、たとえば、電電債などの評価については、当然のことではありますが、社債の評価と同様にいたしました。

次に、株式その他の出資の評価について御説明申し上げます。これは第二百八十五条ノ六の規定でございます。現行法では、株式の評価については、社債の評価と全く同様に定められております。この法律案では、株式の評価についても、原則として取得価額によることにいたしました。株式のうち、取引所の相場のある株式の評価は、流動資産の評価と全く同様にいたしました。取引所の相場のない株式及び有限会社の社員の持ち分、その他出資による持ち分の評価については、その時価が明らかでない限り、債権者及び企業の保護のために、発行会社の財産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をした価額によることにいたしました。

次に、のれんの評価について御説明申し上げます。これは第二百八十五条ノ七の規定でございます。現行法では、のれんの評価については、明文の規定がなく、解釈上疑義があります。

のれんは、財産としての価値があるものであるが、この法律案では、これを有償で譲り受け、または合併によって取得した場合に限り、その取得価額を付すことができることにいたしました。みずから有償で創設したとき、あるいは無償で取得したときは、通常合理的な評価額を付することは困難であり、また、恣意に評価する危険も多いので、これらの場合には、資産としての計上を認めないことにいたしました。なお、のれんは、資産としては、不確実なものでありますから、その取得後五年内に毎決算期において均等額以上を償却しなければならぬものといたしました。

次に、繰り延べ資産について御説明申し上げます。これは第二百八十六條ノ二、第二百八十六條ノ三、第二百八十六條ノ五、第二百九十条第一項の規定であります。現行法では、繰り延べ資産として、設立費用、社債発行差金、建設利息及び新株発行費用の四種だけを資産として認めているにすぎませんが、現在の企業会計の理論上から、あるいは会計実務の必要から、繰り延べ資産の範囲を拡張すべきであるという要望が多かったのであります。そこで、この法律案では、これらの要望にこたえまして、開業準備のために支出した金額、新製品または新技術の研究、新技術または新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のために特別に支出した金額及び社債発行のために支出した金額を貸借対照表の資産の部に計上することができるようになりました。しかし、社債発行費用以外のこれらの費用を何らの制限なしに、資産とすることは、その金額が巨

額になることもあるので、不確実な巨額の資産を認めることになり、また、会社が恣意に多額の繰り延べ資産を計上する危険もありますから、資本維持の原則との調整が必要になるのであります。そこで、これらの繰り延べ資産を計上することを認めるとともに、配当の制限をする規定を設けました。すなわち、これらの繰り延べ資産の合計額が資本準備金及び利益準備金の合計額をこえる場合においては、その超過額は、配当可能利益の計算の上では、これを資産としないことにいたしました。さらに、この法律案では、これらの繰り延べ資産は、不確実な資産であるので、開業後またはその費用の支出後五年内に、毎決算期において、均等額以上を償却しなければならぬものといたしました。また、社債発行費用は、新株発行費用に準じ、原則として、社債発行後三年以内に、毎決算期において均等額以上を償却しなければならぬものといたしました。

次に、準備金について御説明申し上げます。まず評価益についてでありませんが、これは第二百八十八條ノ二第三号の規定であります。現行法では、一営業年度における財産評価益よりその評価損を控除した額を資本準備金とし、資産に対する控除項目として配当を制限しておりますが、この法律案のもとにおいては、評価益が生じないことにならるので、右の規定を整理したのであります。

合併差益についてであります。これは第二百八十八條ノ二第二項の規定であります。現行法では、合併により消滅した会社より承継した財産の価額が、その会社より承継した債務の額、その会社の株主に支払った金額及び合併後存続する会社の増加した資本の額または合併により設立した会社の資本の額をこえるときは、その超過額は、資本準備金となり得ます。そのために、合併後は、利益準備金の積み立て必要額の増加または任意準備金の減少を来たり、また契約に基づいて積み立てられた任意準備金が消滅することになり、実際上不都合が生じております。そこで、この法律案では、この実際上の不都合を除くために、合併差益のうち、消滅会社の利益準備金及び任意準備金に相当する額は、これを資本準備金とせず、これを存続会社または新設会社の利益準備金または任意準備金とすることができると道を開いたのであります。

利益準備金についてであります。これは第二百八十八條の規定であります。現行法では、資本の四分の一に達するまで毎決算期の利益の二十分の一以上を利益準備金として積み立てなければならぬことになっております。この毎決算期の利益の意義については疑義があり、見解が分かれております。そこで、この法律案では、利益準備金として資本の四分の一に達するまで、株主に対する現金による配当額の十分の一以上を積み立てなければならぬものとし、疑義が生ずることを避けたのであります。

次に、引当金について御説明申し上げます。これは第二百八十七條ノ二の規定でございます。現行法では、いわゆる負債性引当金について規定を設けていないのであります。負債性引当金というのは、将来における特定の支出

に対する準備額であって、その負担が当該事業年度に属し、その金額を見積もることができるといふように説明されてはいるが、その内容は、必ずしも明確とは言えないのであります。また、法律上債務でない見越し費用を負債とすることについては、理論上疑義がないわけではございません。しかし、会計の理論及び実際の面から、負債性引当金を認めるべきであるという要望が多いのであります。そこで、この法律案では、この要望をいれ、特定の支出または損失に備えて引当金を設ける道を開いたのであります。しかし、この引当金は、その範囲が広く、また経理操作に利用されやすい項目でもあるので、株主總會で計算書類の承認をする際に、引当金の目的を明らかにしておく必要上、その目的を貸借対照表において明らかにしなければならぬこととし、また、この引当金を目的外に使用するときは、損益計算書において、その理由を明らかにしなければならぬことにいたしました。この引当金の項目は、株主の利益に関するものでありますから、この項目の内容を株主に知らしめることにより、株主の保護をはかる趣旨であります。

次に、利益の配当について御説明申し上げます。これは第二百九十条第一項の規定であります。現行法では、配当可能利益につき、損失を填補し、かつ準備金を控除した後でなければ利益の配当をすることができないと規定してありますが、規定の表現が明確を欠くので、この法律案においては、株主に配当し得べき利益は、貸借対照表上の純

資産額から資本の額、その決算期まで  
に積み立てられた資本準備金及び利益  
準備金の合計額並びにその決算期に積  
み立てなければならぬ利益準備金を  
控除した額とし、さらにこれにさきに  
説明いたしました繰り延べ資産を計上  
した場合の配当の制限の規定を加えた  
のであります。

次に、財産目録の除外について御説  
明申し上げます。これは第二百八十三  
条第一項の規定でございます。現行法  
では、財産目録を株主総会に提出し  
てその承認を得なければならぬこと  
になっておりますが、財産目録は、非常  
に大部なものであり、またこれを総会  
に提出させる実益も少ないので、この法  
律案では、財産目録を株主総会に提出  
すべき計算書類から除くこととしたし  
ました。しかし、財産目録を作成しな  
ければならぬことは、従前どおりで  
あります。

次に、付属明細書の記載事項につ  
いて御説明申し上げます。これは第二  
百九十三条ノ五でございます。現行法  
では、取締役及び監査役に対する報酬  
は、定款または株主総会の決議で定め  
ることになっておりますが、定款または  
株主総会で定められた報酬額の支払い  
に関する報告規定がないので、この法  
律案においては、これを附属明細書に  
記載せしめることにいたしました。

以上は、株式会社計算に関する改  
正規定の説明であります。

以下、株式会社計算に関する規定  
以外の部分について御説明申し上げま  
す。まず、合名会社の社員等の出資の登  
記について御説明申し上げます。これ  
は第六十四条第一項第四号の規定で

ございます。現行法では、合名会社の社員  
及び合資会社の無限責任社員の出資の  
目的、その価格及び履行部分を登記事  
項としておけるが、これらの社員は、会  
社の債務につき連帯無限の責任を負う  
のみならず、出資の払い戻しも自由に  
できるのであるから、右の事項を登記  
する実益が乏しいので、この法律案に  
おいては、登記事項としないことに  
いたしました。

次に、合併財産目録等について御説  
明申し上げます。これは第九十九条の  
規定でございます。現行法では、合併  
または資本減少の決議後二週間内に財  
産目録及び貸借対照表を作成しなけれ  
ばならないことになっております。これ  
は、債権者を保護するための規定と思  
われるのでありますが、二週間内に作  
成することは事実上困難であり、また  
債権者には強力な異議を申し立てる権  
利があるので、この法律案において  
は、この作成義務を強制しないことに  
いたしました。

次に、合併等に対する異議申し出期  
間について御説明申し上げます。これ  
は第九十条第一項の規定であります。現  
行法では、合併または資本減少の場合  
における債権者の異議申し出期間は、  
二月を下ることを得ないとしていま  
す。二月以上というのは長きに過ぎる  
ので、この法律案では、これを一月以  
上と改めることにいたしました。

次に、合名会社等の清算終了の登記  
について御説明申し上げます。第九十  
九条ノ二の規定であります。現行法で  
は、合名会社及び合資会社の任意清算  
の場合に、清算終了の登記をする規定  
がないから、登記簿上清算が終了して  
いるかどうか明らかでないので、こ

の法律案においては、清算終了の登記  
をすることにいたしました。

次に、支店の所在地について御説明  
申し上げます。これは第六十六条第一  
項第八号、第二百六十条の規定であ  
ります。現行法では、株式会社支店  
の所在地は定款の記載事項となってい  
るが、支店の設置、移転及び廃止等  
は、現段階においては、会社の業務執  
行として取締役会の決議事項とする  
のが妥当であると考えられるので、そ  
うに改めたのであります。

次に、払い込みの取り扱ひ場所につ  
いて御説明申し上げます。これは第九  
七条第五項第十号、第四項の規定  
であります。現行法では、株式の払い  
込みを取り扱ひべき銀行または信託会  
社の払い込み取り扱ひの場所は株式申  
込証の記載事項になっているが、株式  
申込証の小型化に伴い取り扱ひの場所  
を記載することが無理になってきたの  
で、これを改めることにし、この法律  
案においては、取り扱ひの場所を株式  
申込証に記載しない場合には、株式申  
込証を交付する際に、払い込みの取り  
扱ひ場所を記載した書面を交付しな  
ければならぬことにいたしました。

次に、取締役等の登記について御説  
明申し上げます。これは第八十八条  
第二項第七号、第八号の規定でありま  
す。現行法では、株式会社の代表取締  
役以外の取締役及び監査役について  
も、その氏名及び住所が登記事項に  
なっているが、この登記はさしたる実  
益がない。しかし、代表取締役以外の  
取締役及び監査役の登記を全く廃止す  
るのも行き過ぎであるので、この法律  
案においては、登記事務の簡素化及び  
登記申請人の負担軽減のため、代表取

締役以外の取締役及び監査役について  
は、氏名だけで、住所の登記はしない  
ことにいたしました。

次に、所在不明の株主について御説  
明申し上げます。第二百二十四条ノ二  
の規定であります。現行法では、会社  
が株主または質権者に対してする通知  
または催告が株主または質権者の所在  
不明により長期間にわたって到達しな  
い場合でも、通知または催告を省略す  
ることができないことになっていま  
す。この法律案においては、株式事務  
の合理化の必要から、株主名簿に記載  
した株主または質権者の住所またはそ  
の者が会社に通知した住所にあてて発  
した通知及び催告が引き続き五年間  
到達しないときは、会社は、その者に対  
する通知及び催告をしないことができ  
ることとし、また配当金の支払いその  
他その者に対する会社の義務の履行の  
場所を会社の本店とするにいたしました。  
しかし、これがために、株主または質  
権者の権利自体が消滅するわけではあ  
りません。

次に、新株の効力発生日について御  
説明申し上げます。これは第二百八十  
条ノ九第一項、第二項の規定でありま  
す。現行法では、払い込みまたは現物  
出資の給付をした新株の引受人は、払  
込日から株主となることになっていま  
すが、この「払込日から」という意  
味について疑義があるので、これを  
「払込期日の翌日から」と改め、新株  
引受人が株主となる時期を明確にいた  
しました。

次に、社債の登記について御説明申  
申し上げます。これは第三百五條、第三  
百四十一條ノ三、第三百四十一條ノ四  
の規定であります。転換社債以外の社

債の登記はしないものとしたが、その  
理由は、社債の登記をすることが会社  
及び登記所にとって非常に大きな負担  
となっているにかかわらず、実務上の  
必要性がきわめて乏しいからでありま  
す。

次に株式併合等の場合の株券提供期  
間について御説明申し上げます。これ  
は第三百七十七條第一項の規定であり  
ます。株式の併合または分割の場合に  
おいて、株券を会社に提出すべき期間  
は、現行法では三月以上となっている  
が、長きに過ぎるので、一月以上とい  
うことに改めました。合併等に対する  
異議申立期間を短縮したのと同様の趣  
旨であります。

次に、合併の場合の貸借対照表の備  
え置きについて御説明申し上げます。  
これは第四百八条ノ二、第四百九十八  
条第一項第二十号の規定であります。  
現行法では、合併契約書承認のため  
株主総会の決議に加わらうとする株主  
が、合併の相手方会社の貸借対照表を  
閲覧しようとしても、相手方会社の株  
主または債権者でなければ、相手方会  
社において閲覧することができないこ  
とになっていたので、自己の会社にお  
いて、相手方会社の貸借対照表をも閱  
覧できるようにするため、合併当事会  
社は、合併契約書承認のための株主総  
会の会日の二週間前から相手方会社の  
貸借対照表をも本店に備えて置かな  
ければならぬこととし、株主及び債権  
者は、その貸借対照表の閲覧及びその  
謄本または抄本の交付を請求すること  
ができることにしたわけでありま  
す。なお、この規定に違反して貸借対照表  
を備え置かないときは、過料の罰則が  
あります。

次に、その他の規定について御説明申し上げます。まず、第二百二十三條第二項、第三百三十四條の規定についてであります。合名会社及び合資会社の清算人の登記及び清算終了の登記の登記義務者は、非訟事件手続法で定めることにしたための整理であります。

第四百十三條については、合名会社の任意清算の場合に清算終了の登記に関する規定第十九條ノ二を設けたことに伴い、会社の帳簿及び清算に関する重要書類の保存期間の始期を清算終了の登記の後と改めたのであります。以上のほか、この法律案で改正をした規定が若干ありますが、いずれも、以上で述べた改正に伴う条文の字句の整理でございます。

次に、附則について申し上げます。この法律は、あらかじめその内容を国民に十分周知させるとともに、施行前から新法に改めるための準備をする余裕をも与えておくことが望ましいので、第一条で、施行期日を昭和三十八年四月一日と定め、また、旧法から新法への移行を円滑にするため、第二条から第十二条までにおいて所要の経過規定を置いたのであります。

なお、この法律の施行の際現に存する株式会社等の計算について、この法律の施行後直ちに改正法を適用することは、一定の手続を経て行なわれる会社の計算という事務の性質からみて適当ではないので、この法律の施行の際現に存する株式会社等のこの法律の施行後最初に到来する決算期及びその以前の決算期に関する計算関係は、なお従前の例によることといたしました。したがって、たとえば、決算期を三月末日と九月末日とする年二期の決算期の会

社では、この法律の施行後最初に到来する決算期は昭和三十八年九月末日であります。この九月末日の決算期に関する計算についてはなお改正前の法律に従うこととなり、改正法の規定は昭和三十九年三月末日の決算期に関する計算について適用されることとなるのであります。

第十三條から第四十九條までは、いづれも商法の改正に伴って関係法律に必要な整理を加えたものであります。○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。本案に対する質疑は後日あらためて行なうこととし、本案については本日はこの程度にとどめます。

○委員長(松野孝一君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。去る三月一日に引き続き、質疑を続行いたします。ただいま出席中の当局側は、法務省津田司法法制調査部長、石田最高裁判所事務局長、最高裁判所事務局長、長井総務局長第一課長、市川家庭局長であります。御質疑のおありの方は順次御発言下さい。

○辻武壽君 この定員法一部改正で第一審における訴訟の適正迅速な処理をはかるため、さしあたり判事の人数を十五人増員しようとするのでありますが、さしあたり十五人という標準はどこからこれは割り出したのですか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 判事の増員につきましては、これを充員する見通しとの関係によって、人数がおのずからわれわれの理想としておりますような増員と必ずしも一致しな

い点がございましてございまして、三十七年度におきまして、判事十五人を増員いたしましたことになりましたのは、本年度内における判事の欠員、それから今回増員になることになりました十五名、合わせて約五十七名になりましたのであります。その五十七名が、新しい年度に判事補から判事になり、新しい資格を取得した者の数と大体見合うことになりまして、そういう点を勘案いたしましたので、十五名の増員ということにいたしました次第でございます。

○辻武壽君 そうすると、この十五人はどういふふうに分けるわけですか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 判事の増員を要求いたしました理由につきましては、全国の事件の輻輳いたしておりまして八つの大都会の裁判所の裁判官を充員するという計画のもとに増員を要求して参つた次第でございます。この裁判官を、ただいま申し上げましたような八つの裁判所、すなわち、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、そういったような事件の輻輳しております裁判所に配置することによって、訴訟の迅速な処理をはかりたいというふうに考えておる次第でございます。

○辻武壽君 この表ですね、下級裁判所の裁判官の定員、現在員という表を見ると、欠員が非常に多いんですね。これはどういふ原因ですか。病気で欠員なのか、それとも給与が安いからか、それともほかの原因ですか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 定員に比して現在員が少なく、すなわち、結局裁判官になる人が、定年退

職、死亡その他によって欠員を生ずるのに必ずしも見合わないという原因は、いろいろ考えられると思うのでございまして、ただいま御指摘のございましたような俸給の点もございまして、また、必ずしもそれだけに限らないで、裁判官を十分に充員いたしますためには、勢いどうして弁護士のためには、勢いどうして弁護士のためには、勢いどうして来ていただかないことには、十分な充員ができないわけでございますけれども、これが必ずしも十分に行なわれない。その原因といたしましては、いろいろ考えられると思ひますけれども、自由職業でございますが、必ずしも十分に行なわれない。それからまた、裁判官の仕事は、多年の修練を要しまして、相当技術的な面も多々あるわけでございますので、そういった面について、弁護士から裁判官になる候補者が少ない。そういった各種の事情がからまっておりますというふうに考えるわけでございます。

○辻武壽君 そうすると、弁護士から判事になるのが少ない、それが一番の原因ですか、この判事が足りないという。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 定員をわれわれが理想的だと考えておる数まで増加いたしました場合には、どうしても従来のような任命の給源形式からでは補充が困難なわけでございます。したがって、やかましく言われております法曹一元化というものが完全な形で実現されなければ、そういう理想的な定員というものに充足いたしませんためには困難があるというふうに考えるわけでございますが、ただいま本国会で御審議いただいております臨

時司法制度調査会がもし設けられました場合には、そういった点についても十分審議検討が行なわれるというふうな考えられますので、その点にわれわれは非常に希望をつないでおる次第でございます。

○辻武壽君 この表を見ると、判事だけが十五人増員になってますが、簡易裁判所の判事がやっぱり七百人、判事補も五百二十二人で、変わっております。判事だけが十五人増員すれば、判事補や簡易裁判所の判事は今までどおりで足りるわけですか。○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) まず判事補から申し上げますが、先ほどもお答えいたしましたように、三十七年度におきましては、判事補の中に簡易裁判所判事を本務といたしておりまして含んでおりますけれども、それらの人の中から判事の任命資格を取得した者が五十七名と見込まれておるわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、これらの数と見合うために十五名の判事の増員を行なう要求をいたしましたわけでございますけれども、これに伴います判事補の欠員は、司法修習生の修了者のうちから裁判官を志望する数と比較いたしますと、大体これと見合う程度でございますので、そういった判事補の給源という点からいって、この際判事補を増員するということは困難だということはないというふうに、今回は判事の定員にとどめた次第でございます。

それから次に、簡易裁判所判事の増員をはからなかつた理由につきまして、簡易裁判所判事は、判事、弁護士等のいわゆる有資格者、それから特別





で勤務しても恩給年限に達しないために、弁護士としての今まで築いてきた地盤を失うということから考えまして、退官後の生活の不安というわけだとも大きな原因になっておられるわけだと思っております。これらの対策につきましても、たとえば人事交流に伴います転勤は、職業裁判官の制度をとる以上はどうしても避けがたいものでありますので、むしろ物的設備の方面からこれを解決すべく、宿舍の完備その他について鋭意努力を続けて参つておるわけでございます。そのほか、恩給、年金等の点につきましても特別な措置を認めるかどうかというような点について、なお検討すべき問題を含んでおると考えるわけでございます。たびたび申し上げるようでございますけれども、臨時司法制度調査会が発足いたしました際には、こういった根本的な問題について、総合的な立場から御検討をいただくことだと存じておりますので、私たちがその点について大きな期待をつないでおるのでございます。

○高田なほ子君 いろいろ御説明いただいて、たいへん私も参考になると思います。重ねて伺いますが、本年度十五人増員というのは、十五人以上に判事になることのできる資格を持たないので、十五人きりできなかったのか、十五人以上より以上判事になる資格を持つている者があるけれども、予算都合上十五人というところのワケになったのか、こういうところを伺いたい。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいまお尋ねの問題につきましましては、欠員の状況、それからそれとあわせまして増員すべき数、こういう数と、現在補充を行ない得るすなわち判事の資格を取得することが予測し得る人数とが、大体見合合うという点から考えまして、すなわち判事補から判事の資格を取得いたします者の数が五十七名というふうに予測されるわけでございます。そういたしますと、欠員の予想数が四十二名ということになりますので、それを差し引きますと十五名、その増員分と欠員を予測される数との合計と、判事の資格を取得し得る判事補の数というものが、大体見合合うということになるわけでございます。したがって、判事の資格を取得する判事補が判事になれないというようなことはないわけでございます。

○高田なほ子君 突き詰めて言うと、これは給源の問題になるわけですね。ですから、最高裁判所としては、今年度の十五人というのはぎりぎり一ぱいの増員であつて、実はもっと増員をしたいのだという希望をお持ちになつておられるのだらうと思つていますが、この点はひとつ石田さんのほうからお答えいただきたい。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) いろいろ先刻来、裁判官の増員、充員等のことにつきまして御質問を受けまして、まさに裁判所当局も非常に苦慮している問題でございます。ありがたく感じているわけでございます。まず、実を申せば、先刻来お話がありましますように、裁判官の手不足と、またそのために裁判が非常に遅延する原因になつていて、何とかしてこれを除去いたしたいという念願でございます。まして機会あるごとに裁判官の増員を当分

の間ははかつていきたいというふうにご考慮しております。

○高田なほ子君 あわせて伺うわけですが、この司法修習生の卒業見込みが、下回つていられるという御説明がありましたが、これも容易ならざる私は大問題だろつと思つていますが、最高裁判所としては、今度調査会ができることになり、今後調査会をお持ちになつていられたいへんな期待をお持ちになつていらっしゃるようですね。しかし、現下の急務として、この司法修習生をより多く収容し得るような対策というものは早く講じておかなければならぬ問題ではないでしょうか。これは、調査会の結論を待たなくても、日本の裁判官が足りないというようなことは、これは常識でわかつていられる問題です。常識でわからないというのは、政府当局です。政府当局がまごまごしているから、こういうことになつてくる。あわせて、最高裁の主張もたいへん上品過ぎて弱かつたというふうなことは、かねがね私残念に思つておる点でございますが、本年度の司法修習生の応募状況というのはどういう状況でございませうか。なおまた、本年度に収容し得る定員と応募者というものがどういう関係に今なつていられるのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(石田和外君) 裁判官のみならず、検察官、弁護士等、いわゆる法律実務家の数が、諸外国に比べてまして、日本におきましては非常に少ない。でございますから、その給源でございます司法修習生採用の数が多くなることは、われわれが相当期待しておる次第でございます。それで、最近の経過を申しますと、司法修

習生の予算定数というものは漸次増加いたしました。それに伴ひまして採用人員は昭和三十年以降逐年増加して百九十一名に對しまして、昭和三十五年は三百十九名、同三十六年度は三百四十五名、同三十七年度は大体三百八十名採用を予定しておるわけでございます。さういふ関係で逐年ふえて参ります。一方、司法修習生になりますには、御承知のように、いわゆる国家試験、司法科試験を受けるわけでございます。これは法務省の御所管になりまます。大体概略申しますと、司法科試験の受験希望者も逐年ふえておりまして、昨年度あたりは約一万人足らずの志願者がありました。その中から試験をするわけでありまます。試験は法務省にございませう。司法試験管理委員会というところで管理してございませう。いわゆる学術その他の試験をすることがいわれる試験委員でございます。これがいわゆる試験委員でございます。最近八十名以上の試験委員がおります。その試験委員会の會議によりまして合格者を定めるわけでありませう。いづゆる試験の成績その他によりまして、なかなか思うような人数はとれない。私どもの気持ちから申しますと、試験の合格者を大体五百名ぐらゐ毎年とれるようになり、大体その程度の修習生が採用できるようになることを希望してございませう。さういふ機構でありますので、私も希望いたしますけれども、なかなかそれが早急には実現しない。しかしまあ、先刻来御説明いたしましたような関係で、逐次修習生もふえてくる。それに伴つて、司法

研修所の設備等も早急に整備していく

必要があるというふうにご考慮されておるのが現状であります。

○高田なほ子君 この経過は大体わかりまして、法務委員会でも、司法試験がむずかしく過ぎるのじやないかということ、だいぶ最近ではやさしくなつたといふような一やさしくして、できるだけ合格のできるようにするといふ政府当局の御答弁をいただいております。合格者五百名ぐらゐになったなら、この補給源についても相当の躍進をみるように考えられるわけですが、しかし、質の悪い方をよけい入れても困る問題ですから、そこが若干いろいろ議論の余地もあるかと思つて、私は、この合格者五百名という最高裁判所の意見というものが早く実現できるように、何をもちつても、判事、判事補、裁判官の待遇という問題はからんでおる問題ですから、これは政府当局、国会としても、十二分に配慮していかなければならぬ問題である、こう思つております。

今お尋ねして、ちよつと驚いたことは、定年まで勤めても恩給に達しない、こういうことでは裁判官になり手がなかつたと思つておられる。これはまあ人権問題に属する問題で、裁判官がこういう人権にゆくりんされるような形になつていられることは、私は今初めて知りませう。定年まで勤めて恩給に達しない者のために、裁判所は別途またいろいろの方法を考慮されておられるのだらうと思つて、これは御説明いたしたかなくとも大体わかりませう。これは原則として定年まで勤めたら恩給に達するような方針を講じなければならぬと思ひますけれども、

必要があるというふうにご考慮されておるの

従来これについて対策を何かお考えになつておりましたか。

○最高裁判所長官代理人(石田和外君) 恩給がつかますのは、いわゆる一般の公務員と同じ年限でつくわけですが、公務員が、たとえば弁護士等から相当年配の方が来られました場合、定年まで勤められなくても恩給年限が来ないという事実がございますが、これは弁護士から裁判官を志望するという場合に、非常な障害になるわけでありまして、それで、まず手初めといつたしまして、最高裁判所の裁判官、これもなるべく弁護士会側から有能な方、優秀な方が来られることが期待されるわけでございますが、そういうことのためには、まず最高裁判所の裁判官に弁護士からなられた方に対して、いわゆる國務大臣はたしか七年か八年で恩給がつくような制度があつたと思ひますけれども、最高裁判所の裁判官につきましても、同じような制度をやつてもらうように非常に希望したわけですが、しかし、最近では、それよりもむしろ、さような点を考へて、退職金を相当多く支給するようにするのも一つの方法ではないかというので、昨年度も、本年度も、その予算化に相当努力したのでございますが、今のところは実を結んでおられないというのが現状であります。

○高田なほ子君 定年まで勤めて恩給に達されないという裁判官は、公証人等におなりになれば、月に数十万円も収入があるという、高額の収入の道もおありのようですから、御心配申し上げることもないと思ひますけれども、しかしみんながみんなそうなるとは限らない。原則は、定年まで勤めて退職

する場合には、恩給がつかなければならぬ。教員の場合なんかは、これは話が横にそれるのですけれども、教員の資格を持つて三年勤めて、結婚したために五年間家庭にあつた、教員の道を離れた、また事情があつて教員として勤めた、こういうふうになる場合に、この五年の間というものは恩給通算の中に従来入らなかつたわけですが、ところが、当局と交渉しまして、五年の年月全部を通算するわけにはいかなければ、五年の八割とか、五年の七割というものを恩給通算の中に入れて、例はあるわけなんです。したがつて、弁護士から裁判官におなりになつて、弁護士から裁判官に昇進し得る人間の数というのは、約二千七百名あるわけでございます。そのうち、今回のいわけの組みかえにおきまして、約千名、正確に申し上げますと、九百三十四名でございます。約千名あるわけでございます。したがつて、今回の組みかえによりまして、なお千七百名ばかりの者が残るといふ計算になる次第でございます。

○高田なほ子君 千七百名の残余の中に、事務官と書記官を兼ねている者が何人かあると思ひますが、千七百名の中に事務官と書記官を兼ねている者が何人かあるのですか。それからまた、別個に事務官と書記官を兼ねている者が何人かあるのですか。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) たいま御質問の点につきましては、事務官と書記官を兼ねる兼務いたしておる者の数が含まれておる次第であります。

○高田なほ子君 そんな少ないんですか。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) それで、第二点にお伺ひしたいことは、書記官の問題ですが、たいへん今度は当局もがんばつて下すつて、書記官補から九百三十四名の組みかえをしていただいた。たいへんこれは書記官補の方々も喜び、かつ仕事に非常な励みを持つようになった。この点たいへんに私感謝しております。書記官補新規三十二名の増員、こういうことになつておりますが、現在書記官補として書記官になれない、そういう人物は人物と言つては申しわけないが、そういう資格の者は、今何人残つておるか、こういうことです。数字です。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 書記官補で、選挙試験その他の所要の手続を経まして、書記官に昇進し得る人間の数というものは、約二千七百名あるわけでございます。そのうち、今回のいわけの組みかえにおきまして、約千名、正確に申し上げますと、九百三十四名でございます。約千名あるわけでございます。したがつて、今回の組みかえによりまして、なお千七百名ばかりの者が残るといふ計算になる次第でございます。

○高田なほ子君 千七百名の残余の中に、事務官と書記官を兼ねている者が何人かあると思ひますが、千七百名の中に事務官と書記官を兼ねている者が何人かあるのですか。それからまた、別個に事務官と書記官を兼ねている者が何人かあるのですか。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) たいま御質問の点につきましては、事務官と書記官を兼ねる兼務いたしておる者の数が含まれておる次第であります。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 数でございますか。

○高田なほ子君 お調べになつてお答えいただきたいと思つておりますが、事務官というものは今二千三百一名ほどあると私は記憶しております。

○最高裁判所長官代理人(桑原正憲君) 裁判所事務官に對しまして、裁判所書記官または書記官補の併任を命じておられますが、たいま御指摘でございますが、千三百一人ということになつております。

○高田なほ子君 そうすると、書記官補がまだ組みかえられない者が千七百名、それから事務官の中で、この書記官補を兼ねている者の数が今御答弁になつた二千三百一名ということになると、近い将来当然これは書記官に組みかえられる性格を持つものだと思ひますが、また組みかえなければならぬのではないかと考へてはいるか、この点総長のお考えはいかがですか。

○最高裁判所長官代理人(石田和外君) 詳しい数字は私失念しておりますが、大体予算折衝をいたしましたときの私の記憶から申しますと、全国の裁判を運営していくのに必要な書記官の数を大体六千七百七十五名ぐらゐと裁判所のほうは見たわけでございます。それで、それを基準にいたしました大蔵省と折衝したわけでありまして、大蔵省はその数は必ずしも承しないわけですが、そこに一つの食い違いがあるわけでございます。それで、裁判所のほうは、書記官の数を――これは書記官補を廃止した場合の数でありますが、六千七百七十五名と見まして、全国の裁判主体である合議部、単独部、そういうもの

の数を、各、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所等の単位で勘案して出した数字でありませうけれども、これは大蔵省は必ずしもこれを認めてはおられないわけですが、六千幾らから現在の書記官の定員を差し引きまして出した数が大体二千七百ぐらゐ。二千七百ぐらゐあれば、この組みかえをプラスすれば、書記官の数が裁判所の期待するような数になる。それで、そのうち千名――調査官を入れましてですが、千名足らず書記官の組みかえができたわけでありませう。ですから、あと千七百名ぐらゐを、書記官補等の定員を減らしまして、それで書記官に組みかえれば、いわゆる裁判所の理想的な体系になるというわけでございますが、その千七百名につきましては、その基本の数が大蔵省と裁判所とが食い違つておりますから、これは将来の問題として、裁判所としてはできるだけ裁判所の主張を貫くべく努力したいというふうになつておる次第でございます。

○高田なほ子君 時間もありませんから端折りますが、この六千七百七十五名の増員を要求せられたということですが、たいへんけつこうなことですが、ぜひ私どもにも、この六千七百七十五名という数字をお出しになつた基礎というものについてお示しいただければ、たいへんけつこうだと思ひますので、資料としてこれをちょうだいできますか。

○最高裁判所長官代理人(石田和外君) 六千七百七十五名を増員要求したのじやなく、全国の必要数を六千七百七十五名と見まして、それで現在の定員数を抜きまして、その残りが二千七百、その

うち約千ばかり実現して、その残りが千七百名と。今の全国の裁判を維持していくのに必要な書記官の数として六千七百七十五名を出しました根拠につきましても、ここにその当時の資料がございいますので、お目にかけていいと思ひます。

○高田なほ子君 これも、時間を端折りましておりますから、質問を避けたいと思ひますが、民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件、交通事件、こういうものの、三十四年度からどういふふうが増減されているかという数字をちよつと調べてもらったのがありますけれども、ずいぶん民事、刑事すべての事件が激増の一途をたどっているようにですね。で、こういう激増の数字に見合うような算定をなさらないと、工合が悪い問題がたくさん出てくるのではないかと思ひますが、もちろん最近の事件増に対する六千七百七十五名であるかどうかと思ひますけれども、それはそのとおりですか、この数字から割り出したものですか。

○最高裁判所長官代理人(石田和外君) まあ将来のそのようなことまでは見通さず、現在におきます裁判所の裁判主体、つまり、合議部が幾つ、単独部が幾つというふうに、そういうものを基準にして出した数字であります。

○高田なほ子君 それも一理はあるかもしれませんが、問題はこの事件数の問題だろうと思ひます。そうでないと、やはり科学的なこの増員計画とちよつと離れてくるのではないかと気が私にはする。これは私のしろうと考えですから、あなたのようなくらうと考えると若干違ふのですけれども、どうもそこらは議論の余地のあるところではな

いかと思ひますから、答弁を必要といたしません。

○高田なほ子君 調べて、調査官の問題をちよつと伺わしてらいますか、この家庭裁判所調査官、これは六十六名が組みかえになつて、三十名が増員になつて、結局九十六名が増員になつたという数字になつておるようですが、これはそのとおりでしようか。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) そのとおりでございます。

○高田なほ子君 それでは、調査官補——調査官になれない者、そういう者は一体何人おられるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) 現在、御承知のとおり、調査官になりますためには、調査官補の試験を受けまして、その合格した者が、現地で調査官の実務をやりました後に、一年間研修所に入らなければなりませんので、その研修所を出ますと、大体採用されてから三年ないし四年ぐらいたちまないと、官になる資格を持ちません。で、そういう資格を持った者と、それから、従来書記官とか、あるいは事務官とか、そういう職についておりながら、官の昇任試験というものが——現在はやめておりますけれども、従来、ございまして、それを受かった者が官の資格を持つた者ということになりまして、これは現在のところでは約八十四名ぐらゐるわけでございます。

○高田なほ子君 その資格を持った者が、当然その調査官になれるのに、なぜ今度六十六名きり増加できなかつたのか。これは最高裁のほうにお尋ねしたいのですけれども、どうも家庭裁

判所というところ、冷飯食ひみたいにかえるのは、どういふわけですか。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) 八十四名は、先ほ高田委員からお話のありました三十名の増員と、それから六十六名の組みかえ、これが実現いたしますと、その人たちは全部官になれるわけでございます。

○高田なほ子君 すると、官になれるというの、いつからこれは官になれるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) 予算の関係で、増員の分は四月、それから組みかえは七月からということになつております。

○高田なほ子君 これは、八十四名の方も、すると七月から官になれるのですか。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) ちよつと、今私の申し上げましたのは逆でございます。組みかえの分が四月からで、増員の分が七月から、こういうことになつております。

○高田なほ子君 すると、八十四名の方は、この七月から調査官としての待遇がちゃんとされるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) 七月以降には、この資格を持つておる者は、定員の関係上、何どきでもできることになるわけでございます。

○高田なほ子君 何どきでもできるというの、七月以前にもできるということですか。

う趣旨でございます。

○高田なほ子君 私はこの家庭裁判所の仕事というものはたいへん大切な仕事だと思つておるわけなんですけれども、どうも上層部の方では家庭裁判所というものについてあまり熱を入れないのじやないかという節はあるのですね。まあそういうことを言うのと怒られるかも知れませんが、事実問題としてお尋ねいたしますが、昭和三十六年度中に受理した交通違反事件というものは、この間、私ども見に行きました墨田の裁判所で伺うと、一年に三十六万件だそうなんです。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) 御質問は少年事件のほうでございますか。

○高田なほ子君 少年事件を含めて聞いております。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) 墨田のほうに参りますのは成人の事犯でして、少年のほうは全部、東京で申しますと東京の家庭裁判所でございますね。

○高田なほ子君 墨田のほうは交通事件が三十六万件、これはまあ驚きました。少年事件のほうは東京家裁で十一万件、それに対して調査官が十五名で当たつていられる。こういうことを伺つておるのですが、それはほんとうでしようか。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) 東京の現在の少年事件の処理態勢は、今御質問のありましたとおりにやっております。

○高田なほ子君 東京家裁が三十六年度中に受理した交通違反が十一万四千二百九十六件、それから業務上の過失致死、同傷害事件が二千件、これを十

五名の調査官で担当をした。こういうことは最高裁の方は数字的に御存じになつておりますか。これはもう残酷物語ですよ。

○最高裁判所長官代理人(市川四郎君) 数字の点から申し上げますと、私どもといたしましては、非常に、御指摘のとおり、大へんことだと考えておるわけでございます。

ただ御注意をいただきたいと申しますのは、家庭裁判所の少年事件ももとよりそうでございますけれども、一般に家庭裁判所へ参ります事件と申しますのは、これは一般の成人の場合と違ひまして、何でもかんでも非行事実があれば全部参るわけでございます。それは検察庁を通して来るものもありまして、それから警察から直接検察庁を通さないで来るものもございます。

そういう関係で、成人の場合で申しますと、警察で、非常に微罪であるというところから無罪放免ということになるものもあるわけでございます。又検察庁で起訴猶予あるいは不起訴、こういう処分が裁判所に参らないものもあるわけでございます。そういうものが全部除外された残りのものが裁判所に起訴されて参るわけでございます。ところが、家庭裁判所はそういうございませんで、警察に検挙されたものは一切がござい全部どんなものでも家庭裁判所に参る、こういう建前になつております。でありますから、警察で無罪放免したり、あるいは検察庁で起訴猶予あるいは不起訴にする、そういうものもございまして、件数は非常に多うございまして、ほんとうに身を

入れてやらなければならぬものはそ





年によつては婦人のほうがパス率が高い場合もございます。

○赤松常子君 もう一つ。どうぞこの培養源と申しましようか、そういうところにも十分予算とそれから心づかいもしていただきたいと思うのでござい

ますが、今までのいろいろ御質問の中で、非常に事務量が多いんですが、定員をふやすという点に對しての隘路というものは、予算の面あるいは供給源の面とおっしゃいますが、そのどちらに大きな原因がございませうか。予算を要求してもその定員を満たすほど予算が取れないということに重点が置かれるのですか。人がないということになるのですか。

○最高裁判所長官代理者(市川四郎君) 先ほども申しましたように、私どももいたしましては調査官の増員を要求して、ほんとうにすべての事件がやれるという態勢の人をまあ充実にしていきたい、こういう考えでおりますので、この官をふやすためには、どうしても先ほど事務総長から申しましたように、一定の資格を得た人、まあ研修と実務の修習、そういうものを経た一定の基準に合った人を充てる、こういうことを考えておりますので、無制限に多くの人を、定員を増員いたしましたとしても、それに当てはめる人が得られない、こういう面がございませう。そういう関係で本年も百名程度増員できればと、こういうことであつたんですけれども、これが六十六名の振りかえと三十名の増員でちょうど百名くらい、こういう状態でございます。

○赤松常子君 どうぞこの点に關して、私非常に婦人の人が関心を持ってやつていらつしやいますから、そういう

う点、婦人の供給と申しましようか、採用と申しましようか、十分お氣をつかつていただきたいということをお願いいたしておきます。

○委員長(松野孝一君) 他に御質疑ございませうか。なければ、本案に對する質疑は終了したいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本案に對しては一応この程度にとどめます。

○委員長(松野孝一君) 次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本件について出席中の当局側は、法務省津田司法法制調査部長、最高裁判事務総長、桑原総務局長、長井総務局第一課長でございます。

これより質疑に入ります。御質疑の御ありの方は、順次御発言下さい。

○井川伊平君 ちよつと一、二点簡単に伺いを申しますが、簡易裁判所を開庁することにさきのいづれかの国会できまつておるのにかかわりませう、なお今日まで開庁しないのでそのまゝになつておるものがあるかないか。あるとすればどこどこであるか、それを伺ひたいいたします。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいままで開庁に至りません簡易裁判所が全国で八カ所ある次第でございます。それを順次申し上げますと、蕪崎簡易裁判所、これは甲府の管内でございます。それから東淀川、西成簡易裁判所、これは大阪府の管内の管内でございます。それから灘、宝塚、これはいずれも神戸地方裁判所の管内でございます。それから柳生簡易裁判所、十津川簡易裁判所、いずれも奈良地方裁判所の管内でございます。それから最後に鹿野簡易裁判所、これは山口地方裁判所の管内でございます。

○伊川伊平君 開庁にきまつておりますのが、その後長い月日そのままに未開庁にしておかれる理由はどこにあるのですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) いずれも開庁できません理由といたしましては、適当な敷地がなくして庁舎の新築ができない、それからまた庁舎の借り上げ等も非常に困難な事情、そういう施設面の關係から開庁に至らない次第でございます。

○井川伊平君 今開庁に至らないところの地名を承りましたが、そう非常な大きな繁華な大都会とも考えられないが、敷地が得られぬというふうなことはどういふわけですか。敷地をロハで、あるいはもつとずつと安い価格で得ようとするような向きがあるから得られないのでありまして、言いかえれば、得ることの努力が足りないということになるのではありませうか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) ただいままで開庁に至りません地域の中には、ただいま申し上げましたように、大阪、神戸奈良等、比較的大きな都会の点もございませうし、それからまた柳生簡易裁判所とか、十津川簡易裁判所というふうなものは非常な僻地でございます。土地の關係が非常に狭いというふうな關係が敷地の入手困難、それからまた適当な建物を調達することもできないというふうな事情があるわけでございます。

○井川伊平君 そうしますと、土地の問題は、これは急に広くも狭くもなる見込みがありませんから、今日までの御努力でその土地が求められぬということであるとするならば、開庁の見込みは将来ないということに承つてよろしいですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) われわれといたしましては、何とかして法律に定められております簡易裁判所全庁について開庁の運びに至りたいというふうな考えで努力をしております。なほ今後とも十分努力は続けて参りたいというふうな考へておる次第でございます。

○井川伊平君 今日まで努力なさつたけれども土地を得られないんだとすれば、同じ努力を繰り返しても土地を今後も得られないんじゃないかと思つて、同じような御努力では、つきましては、これは私も、調べりやわかることとございませうが、開庁にきまつてから今日までの期間、どのくらい期間を経過しているか、これをすつと大ざっぱなところで何年間といつたような程度でよろしゅうございませうから、おっしゃつてみて下さい。私わからぬのです。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の施行以来開庁できません庁が、蕪崎、灘、柳生、十津川、それから鹿野でございます。それから東淀川簡易裁判所につきましては二十二年の七月十九日、西成簡易裁判所についても同様でございます。それから宝塚につきましては、これは一たん良元村という役場で開設をいたしましたのでありま

すが、その後この建物が使えなくなりましてので未開庁ということになつたわけでございますが、これが二十四年の四月十一日以降開庁に至つておりません。

○井川伊平君 今承りますと、ずいぶん長い間御努力をなすつたことになつてわけですが、そういう努力をなすつても今日までには土地が得られないんだというところとすれば、今後そういう同じ場所において土地を得るといふことは可能なんですか。わずかの、六カ月や一年ならいざ知らず、長年月にわたつて土地が得られないんだといつたような、そういう所であるとするならば、そういう所に開庁しようとしたことが、その間違ひなんじゃないですか、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(桑原正憲君) 土地の入手困難、建物の調達困難という状況が相当長く続いておりますことは、ただいま御指摘になりましたとおりでございませう。したがしまして、尋常一様の努力ではなかなか困難であるというふうな考へるわけでございますけれども、われわれといたしましては、法律によつて制定されておる簡易裁判所である以上、できる限りの努力を続け開庁の運びに至りたいというふうな考へておる次第でございます。

○井川伊平君 その土地を求めるところについて、村なり町なりその他の地方公共団体、あるいはその他の団体から無償で提供を受けるというふうな気持もあつて、相当の時価を出せば求められるのであるけれども、時価は出したいという、そういうところに土地を求めるといふ困難性があるのとは違ひませんか。

あるわけでございます。そうしますと、土地の問題は、これは急に広くも狭くもなる見込みがありませんから、今日までの御努力でその土地が求められぬということであるとするならば、開庁の見込みは将来ないということに承つてよろしいですか。



す。

○井川伊平君 その点それで了承いたしました。次にもう一点だけお伺いいたしておきます。土地の状況によりまして福岡簡易裁判所ほか五簡易裁判所の管轄区域を変更するというのが問題になっておりますが、これは土地の状況ということ、一口に言えばどういうことであるか。各個所につきまして大ざっぱな説明をしていただきたいということ、それから各それらについては地方住民の利害を考へておるかどうかという、これだけ確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) まず福岡簡易裁判所の管轄区域の一部を前原簡易裁判所に移す問題でございますが、福岡市に前原簡易裁判所の一部に属する字が合併をされましたわけでございませぬ。そのために従来前原簡易裁判所の管轄区域が下級裁判所の法律によりまして福岡簡易裁判所に編入されておったわけでありますが、ところが、交通の利便、距離の点から申しまして、前原簡易裁判所の管轄に移すほうが地元民にとって便利である。地元民もそのほうを要望しておりますので、これをもとどり前原簡易裁判所の管轄に移すというのがこの第一点でございます。

その次は長崎の管内におきましてこの大瀬戸簡易裁判所と長崎簡易裁判所との間の管轄の変更であります。大瀬戸簡易裁判所の管轄区域にありましたところの旧大串村と、長崎簡易裁判所の管轄区域にありました旧亀岳村、この両村が合併をいたしましたわけであります。そこで合併いたしました西彼村という村になった。そういたしま

すと、この村の区域によりまして大瀬戸簡易裁判所と長崎簡易裁判所に分属するようになるわけでございませぬが、こういう事態は必ずしも地元の方々にとって便利でありませぬので、いづれかに統合するというのが大体の建前になっておるわけでございませぬ。ところが、新たにできました西彼村のいろいろな各地域から考えますと、その住民の方々の依存度は非常に長崎に大きいのでありまして、大瀬戸のほうにはほとんど依存度がないと言つても過言でないわけでありませぬ。したがって、旧大瀬戸簡易裁判所の管轄に属しておりました大串村の分も長崎簡易裁判所の管轄に入れるほうが相当であるという意味におきましてこの変更を行なうわけでございませぬ。

それからその次は、高知県下にあるわけでございますが、赤岡簡易裁判所とそれから高知簡易裁判所の管轄の変更であります。これは旧大宮町大字西又という区域が土佐山田町の区域に入りますために、その区域が従来赤岡簡易裁判所の管轄区域にあつたわけでございませぬが、この土佐山田町の一部といたしまして、やはり高知簡易裁判所の管轄区域にするのが相当である。しかも、距離的に申しても、依存度の工合から申しても、高知に移すほうがよろしいということになりまして、これを赤岡簡易裁判所の管轄区域から高知簡易裁判所の管轄区域に変更する。

この六つの簡易裁判所におきまして、それぞれ簡易裁判所の管轄区域に変更があるというものが、この法律の要綱にございませぬ第二の変更でございます。

○井川伊平君 先ほどお尋ねいたしました、こういうように管轄が変わること、その関係する住民が不平が非常に多い場合もあると思いますが、そういう意味合におきまして、管轄が変わる場合には、地方の意向というものを十分確かめておるかどうかという点につきましてお伺いします。

○政府委員(津田実君) その点につきまして、すでに提案理由の説明の際にも申し上げましたとおりでございますが、地方の方々の十分利便を考慮いたしますし、意向を考慮いたしますし、また関係地方の書記官の意見を聞きまして決定いたしておるわけでございませぬが、今回の改正につきましては、全くどこにも反対がないわけではございませぬ。

○井川伊平君 反対がない。たいへんけっこうでございますが、参考までに承ておきたいのですが、そういうところの住民の意向を確かめる方法はどういうことをするのですか。これは全く参考に聞くだけで……

○政府委員(津田実君) これは、まず法務省といたしましては、出先の検察庁によりまして意見を聞きます。それから裁判所は裁判所におきまして、地方裁判所あるいは簡易裁判所等につきまして、地方の方々の意見を聞かれるようになっております。それから特に問題がありそうな点につきましては、法務省から直接係官が参りまして調査をいたしますが、その場合には地方の公共団体の方々、その他、かりに公共団体の長、その他の方々、地方住民との間に意見の相違があるという場合におきましては、字あるいは部落を代

表する方々に面接するというようなこともやっております。

○井川伊平君 たいへんけっこうです。この点に關しまして質問は私はありません。

○委員(松野孝一君) 他に御質疑はございませぬか。——なければ、本案に対する質疑は終了したいと存じます。〔御異議ございませぬか。〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松野孝一君) 次に、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律を廃止する法律案を議題といたします。

本案については、去る三月六日に提案理由の説明を聴取いたしておりましたので、これより質疑に入ります。

ただいま出席中の政府側は、法務省の大沢矯正局長であります。

○井川伊平君 お伺いいたしますが、果嶋のブリズンができましたから、最後の体刑が終わりますまでの間に、日本で体刑の裁判を受けました者で収容されておりました者の総数はどのくらいございましたか。

○政府委員(大沢一郎君) ただいまの数の中で日本国内で裁判を受けました者は、いわゆる極東国際軍事裁判がそれに該当するかと思います。極東国際軍事裁判所で刑を受けました者が二十五名、その他の者は外国でそれぞれ言い渡しを受けて果嶋ブリズンに移送されてきた者でございます。

○井川伊平君 外国から移送されまして日本で受刑をいたしました者の数はどのくらいございませぬか。

○政府委員(大沢一郎君) 日本に移管せられた当時の在在したとしておりました者が九百二十七名、その後移送された者が二百六十六名、合計千三百三十三名でございます。

○井川伊平君 その受刑をしておりました方々で、受刑中に病氣あるいはその他の過失によりまして、なくなりました者が相当あるかと思ひますが、どのくらい受刑中になくなりまして家へ帰れなかつた、こういう者が何名ぐらゐりますか。

○政府委員(大沢一郎君) 極東国際軍事裁判所関係の死刑を除きまして、わが国が果嶋ブリズンとして収容を受け持っております間、ただいまの千三百十三名中不幸になくなりました者が十七名でございます。

○井川伊平君 この十七名の中には、日本で裁判を受けました二十五名の中にもありますか。何名か含んでおりますか。

○政府委員(大沢一郎君) 極東国際軍事裁判所関係の方の死亡者はそのうち一名。

○井川伊平君 なくなりました十七名は、死因はどういう死因であつたか、及びその年令を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(大沢一郎君) ただいま詳細な資料がございませぬので、後刻書面にして提出したいと存じます。

○井川伊平君 外国で軍事裁判を受けて、体刑の言い渡しを受けて確定し、果嶋のほうに引き取りましたことは今承りましたが、まだそれらの外国





ておきたいと存じます。

○政府委員(大沢一郎君) 他に刑務所が移りました場合は、国有財産でございませぬので、大蔵省に当然引き継ぎになると考えます。しかし、現在われわれといたしまして、その今の拘留所を移す地所につきまして、東京都あるいは首都圏整備委員会等にお願いたしまして、拘留所移転先の敷地のあつせんをお願ひしております。このあとの敷地の利用につきましては、当然東京都ないしは首都圏整備委員会等の御指示があることと思ひます。しかし、最終決定は大蔵省の管財関係の処になると思ひますが、われわれといたしましては、遺族の方々からかような強い悲願に似た御希望のあることは十分関係機関に伝えたいと存じております。

○赤松常子君 ちよつと関連いたしまして。収容された方で仮出所なされた方々もおると思ふのですが、そういう方々の刑期は全部終わっているわけでございますか。

○政府委員(大沢一郎君) 仮出所された方々につきましては、この法律で保護観察に付するという事になつておつたわけでございますが、昭和三十三年十二月二十九日、アメリカの関係の戦犯者を最後といたしまして、すべてその日をもって刑を終了する。つまり、その日限りの減刑ということになりました。残刑がなくなつたわけでございます。したがつて、保護観察もなくなりまして、取り消しによつて再び収容するということもなくなつたわけでございます。

○委員長(松野孝一君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は次回に続行することとし、本案については、

本日はこの程度にとどめます。速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(松野孝一君) 速記を始め

○委員長(松野孝一君) ただいま委員の異動がございました。三月八日付秋山俊一郎君辞任、近藤鶴代君選任、以上でございます。

○委員長(松野孝一君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を再び議題といたします。

本案については先刻質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○高田なほ子君 日本社会党を代表いたします。ただいま提案せられております定員法について、条件をつけて賛成の意見を述べたいと思ひます。裁判の迅速は民衆の望むところであり、裁判の遅延は裁判を拒否するにひ

としい行為であると思ひます。この意味で、現下の司法権確立については、最も重要な段階に来ていると存じます。政府並びに最高裁判所においても格段の努力をせられて、国民の信託にこたえる意味において、司法権確立の意味において、先ほど質疑の段階においても数々の問題を私どもは指摘いたしました。定員の充足、そのみならず、完全に裁判が行ない得るような措置が一日も早く行なわれることを強く希望するものであります。この意味において日本社会党は、本法案を確

実かつ迅速な定員の増、これを条件といたしました。賛成をしたと思ひます。

○青田源太郎君 私は自民党を代表いたしました。本法案に賛成の意を表する者であります。

すなわち本法案は近時における裁判事務、なかんずく工業所有権関係訴訟事件、少年保護事件等の漸増傾向にかんがみ、下級裁判所における裁判官並びにその補助機関である書記官、調査官、その他の職員を増加充実し、もつて裁判事務を円滑、適正に処理しようとするものであつて、おおむね妥当なものと認める次第であります。

○委員長(松野孝一君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) これより採決に入ります。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松野孝一君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもちつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたしました。

した。

次回は三月十三日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

第三部

法務委員會會議錄第十号

昭和三十七年三月八日

【參議院】

昭和三十七年三月十四日印刷

昭和三十七年三月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局